

持続可能な調達ワーキンググループ（第 20 回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成 30 年 2 月 5 日 14:00～16:30

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。本日は先に紙の基準について検討する。後半は、通報受付窓口の準備状況についてご説明する。

2. 紙の調達基準の検討について

事務局：最初に前回の簡単な振り返りをしたい。その後、クリーンウッド法に関して林野庁に説明をお願いしている。その後、事務局から検討のポイントをお示しし、それを踏まえてご議論いただきたい。なお、紙の基準の策定期間について、検討開始当初は 3 月中の策定を目指していたが、当初の予定より少し後ろにずれの見込みである。3 月中にパブコメを実施し、4 月に最後の WG を開催したい。ご迷惑をおかけするが、御協力をお願いしたい。前回の議論の振り返りだが、昨年 12 月 15 日の WG で、追加のヒアリングを実施し、議論していただいた。その際の主な御意見を資料 2 にまとめている。

事務局より資料 2 に沿って説明

事務局：次に、林野庁に 1 件ご説明をお願いしている。この後ご説明する中でクリーンウッド法に触れるので、この機会にこの法律の趣旨や内容を正確にご理解いただけるよう、御説明をお願いしている。

林野庁木材利用課 課長補佐 松山知恵氏から資料 3 に沿って説明

秋月：これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いします。

清水：8 ページの表に関連して、1 種、2 種の事業者が登録を受けるための要件があれば教えてください。

松山：登録の要件は法律上に書かれているとおり、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施するという内容であり、申請書に合法性の確認及び譲り渡しの行為をどのように適切かつ確実に実施するかという内容を書いていただくことになる。事業者として合法伐採木材等を利用していくことの方針を明示してもらうため、行動規範の作成や会社の調達基準があればそこに記載するなど、方針をちゃんと持つてもらう必要がある。また、合法

伐採木材等の分別管理や方針に沿った取り組みができるように体制の整備を行う必要がある。さらに、要件ではないが、年に一度登録実施機関に対して、取組状況について報告をもらうことになっている。

河野 : 施行されてからまだ日が浅いということで、まだ事業者の登録が進んでいないかと思うが、もし順調に登録が進んだとしたらどのくらいの事業者が対象として想定できるか。例えば第一種の場合だと総体としてどのくらいになるのか教えていただきたい。

松山 : 対象になる事業者の確たる数字は捉えきれていないが、まず合法証明のガイドラインに基づき業界団体が認定した認定事業者がいるが、現在、これらの事業者が約 12,000 である。これらは木材産業分野の事業者が主である。この法律では、建築・建設の事業者、家具の製造事業者、建材事業者も対象となっているので、かなりの事業者がいると考えられる。

深津 : 5 枚目のスライドについて。合法性の確認に至らなかった木材も、合法性の確認ができた木材と分別して流通してもよいという話があったが、小売事業者や消費者が合法的なものとそうでないものをどうやって区別すればよいか教えていただきたい。

松山 : 今のところ合法伐採木材についてラベルのようなものはないので、購入する木材関連事業者に直接問い合わせさせていただく形になる。今後、できるだけ消費者にも制度や合法伐採木材というものを知っていただき、選べるようにしていきたいと考えている。

富田 : 登録事業者が合法性確認に至らなかった木材を使用することがあり得るのか。一度登録されたが違反等をして登録を抹消されるということは起きるか。

松山 : 登録事業者は合法性の証明されたものしか取り扱ってはいけないという制度ではない。合法性の確認の行為を適切かつ確実に実施しているかどうかを以て登録される制度である。このため、合法性が確認できなかった木材を扱ったからといって、登録が取り消されるということはない。ただし、合法性の確認をしたと言っているのに、合法性の確認をちゃんとしていなかったということがあれば、すぐに登録が取り消されることはないものの、年度報告も併せて登録実施機関からちゃんとやっているかどうかについて問い合わせがいくことになる。場合によっては、登録の取り消しにいたる可能性がある。

また、これまでの議論で森林認証の話が出ているかと思うが、クリーンウッド法と森林認証の関係については、国が策定した「基本方針」において、森林認証制度を合法性の確認に活用できるということを記載している。FSC や PEFC などいろいろな森林認証があると思うが、厳しい基準を設けて認証していると思う。基準のしっかりした認証については活用できるように位置づけている。

事務局 : 引き続き、事務局から、これまでのインプットや議論を踏まえたポイントの整理案についてご説明したい。

事務局より資料 4～5 に沿って説明

秋月 : これまでの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

上河 : 基本的にはこのポイントのとおりで問題ないと思っている。3 点ほど申し上げたい。認証制度で認証された紙は FM 認証と管理木材のものがあるが、これらについては①～⑤を満たし

たものとして認めるという理解でよいか。2点目は紙の品質面に係る環境配慮として、再生利用を困難にする加工がなされていないこと、とあるが、ここでいう再生利用は基本的には紙への再生利用、紙のリサイクルができることとし、紙の再生利用を阻害するようであれば駄目だということを確認にしたほうがよいのではないかと。再生利用だけでは非常に幅が広く、紙を集めて紙以外の別のものを作ることも考えられるので、「紙への再生利用を困難にする」といった表現にした方がよいと思う。3点目は、クリーンウッド法に関する対応になるが、先ほど林野庁から説明があったが、製紙業界では現在この登録に向けて準備を進めている。今のところ製紙連合会で会員企業を取りまとめた上で、一括して登録する方向で準備をしている。うまくいけば3月中には登録が終わるのではないかと考えている。そういう意味で言えば、クリーンウッド法の登録企業であることが望ましい、推奨するといったことを基準の中に入れてもらうことはよいのではないかと。思う。

事務局：1点目のご質問については、資料5の表のように整理したので、この2つの認証は①～⑤を満たすものとしてよいのではないかとというのが提案の趣旨になる。

深津：私も基本的にはこういった内容になるかと思っていた。その中で認証紙以外を使用する場合の別に定める方法について教えていただきたい。また、クリーンウッド法を推奨するというイメージがピンときていない。調達基準に入ったとして、入札をする際にそれが評価されるのかわからないので、イメージを教えていただきたい。

事務局：1点目のイメージとしては、誰が確認するかという課題はあるが、例えば森林組合などが①～⑤について書類や現地を確認し、問題ないことを確認してもらい、その結果を次の事業者へ順につないでもらうような形がよいのではと考えている。その確認をどこにやってもらうのかについては、紙の場合は製紙企業でデューディリジェンスに取り組んでいるというお話もあったので、そういったことも含めてどういった方法がよいのかという点はこれから考えたいと思う。クリーンウッド法の推奨については、価格だけの競争で業者を選ばなければいけない調達もかなりあると思うので、実際にこれを評価することはなかなか難しいと思う。評価はしないが、こういった法律があるということの周知・啓発やスローガンのようなメッセージとして「皆さんやってみましょう」といった書きぶりになるかもしれない。表現については検討したいと思う。

富田：「古紙パルプを最大限利用する」、「白色度が過度に高くない」など定性的な基準があり、これをちゃんと反映できるのかわからない。例えば古紙配合率50%のものと70%のものがあった場合、70%のものを買うとなるのか、そのあたりが曖昧に感じる。今具体的なアイデアがあるわけではないが、そこは少し明確にしておいた方がよいと思った。古紙パルプに関しては、「古紙パルプを使える用途がある場合は古紙パルプを使うことが大原則」という背景があることは大事だと思うので、そこが明確であった方がよい。そうでないものは落札されないぐらいのことが明確になればよいと思う。パーム油と同じ話になるが、先住民の権利について、意見を述べる機会を確保しているだけでは、非常に不十分だと思う。先住民の合意が得られているということが理想形になるが、「意見を述べる機会が確保されていて、大きな紛争が起きていない。」ぐらいの条件は入れないと、言ったから問題ないといった横暴なやり方が許されてしまうと受け取られる可能性があり、この理念に反してしまうと思う。クリーンウッド法について、①に法令等に照らして手続きが適切になされていることと書かれていて、これとクリ

ーンウッド法との関係が明示的に書かれていないのでよくわからなかった。①はクリーンウッド法の合法性を確認した木材を調達すると言い切ってよいのか。先程の説明だと、まだ合法性確認がされていない木材が出回るのが当面の状況であるので、こういったものがあるのであれば、「少なくとも日本においてクリーンウッド法の合法性の確認がとれているもの」と言った方がよいのではないかと思った。企業グループの評価について。これは難しい課題だと思う。紙に限らず全体の調達コードにもかかる話だと思うが、企業全体に対してこれを遵守するというのを要求するのは、現実的に難しいことは理解できる。一方で組織委員会が買う量は微々たるものになるので、その部分だけは良いものを納入するが、同じ会社が非常にひどい環境破壊を起こしていたり、過度な人権侵害が起こっていて問題になっているものを別に売っているという事実があるとすると、その構造は持続可能な調達の理念を考えるとかなり危ういものになりかねないと思う。オリパラだけはよいものを供給し、その他はよくないものが供給されると、理念としてはどうかということになる。明確に認証されていれば別であるが、峻別するには、クリーンウッド法も登録されていなければどうなっているかもわからない状況なので、そういった懸念される事態があるものは排除するようなことを考えた方がよいと思う。他の例で、女性活躍推進法も今は政府調達でやっていて、えるぼし認定というものがあり、認定基準はあるがそれ以外の関連法令に違反があった場合には認定されないという条件がついている。その他例えば企業評価でいえば CDP や ESG 投資でも基準を満たしていても、それとは別の何かスキャンダルがあると一番高いレベルからは排除されるといった、いわゆるコントロバーシャルという指摘があるものに関しては、そういった企業を選ばないというのが比較的この分野で使われている手法だと思う。そういった中で組織委員会が危ない橋をわざわざ渡る必要はないのではないか。仮に納入されるものが基準を満たしていても、似たようなものの納入に関して法律の違反があったり、高い懸念が指摘されているような場合に関する除外的な措置を設けておく必要があると思う。これは紙だけに関する話ではなく、他の分野でも考えていくべきことだと思う。そうしないとこれだけ一生懸命やっているのにも関わらず、東京大会自体に傷がつきかねないと思う。企業全体が確実にこれを守るということは無理だが、コントロバーシャルイシューはないということのある程度の条件として組み入れておく必要があると思う。

事務局：古紙パルプの配合率の話はご指摘のとおりで、今のポイントでは画一的には求めていない。それはいろいろなものをいろいろな場面で調達する可能性がある中で一律に決めきれないということで、こういった書き方になっている。他方で、ものによってはある程度数値が設定できるかについては検討したいと思う。クリーンウッド法と①の関係についても整理が必要だと考えている。クリーンウッド法に基づく確認をしていることと言えるかどうかについては、同法に基づく確認となると、私の理解では、前の人が確認しないと次の人が確認できないはずなので、そこまでを義務付けできるかはわからない。いずれその辺りがわかりやすくなるように整理したいと思う。最後のご意見について。組織委員会が買うもの以外のところでも指摘があれば避けるような策が必要ではないかという点については、引き続き検討したいと思っている。ただその指摘が正当かどうかという点はなかなか評価が難しいと考えている。いろいろな主体の方がいろいろな情報や主張をしていて、それらの主張等が一致していないことが多い中で、どういう情報をもとにどういう判断をするのか、その情報の信頼性や情報を発信して

いる者の意図を考えながら活用しないといけないと思う。心配しているのは「指摘があるものをなるべく避けます」といった瞬間に特定の企業や認証に対して本当なのか嘘なのかわからない悪い噂が流れたり、企業どうしで悪い噂を流し合うといったことが助長されることになっていけないと考えている。そういった視点も含めて検討する必要がある。

富田 : 指摘が正当かという判断について確かに法律違反でも裁判沙汰になってしまうと結審が出るまで結論が出ないということになるので、厳密に考えるとそういったことはあると思う。ただこの背景にあるのはデューディリジェンスという理念だと思う。リスクがあるところに対してどう対処していくかという観点からすると、いかがわしい指摘がないとは言い切れないが、そこはしっかりと確認してリスクのあるものにはなるべく近寄らないようにする、逆に言えば組織委員会がそれを買うことによって加担してしまうことにもなり兼ねないので、その観点から懸念があるからできないというよりは、どうやってやるかと前向きに考えていただきたいと思う。

上河 : 富田委員から指摘があったクリーンウッド法について、製紙業界は先ほど申し上げたように業界一体となって登録しようとする取り組みをしているが、その中で合法性の確認についてはしっかりデューディリジェンスをやることはもちろんだが、製紙業界の場合については基本的に100%全部やるということで、合法性が確認できないものを流すということは考えていない。そういう意味で日本の紙に関していうと、合法性が確認できないものが出回るという心配はないと考えていただければと思う。

富田 : そういうことであれば基準にははっきり書いた方がよいと思う。

田中 : クリーンウッド法の関係について、具体的に登録の要件が定められて間もないということだが、その一方で東京大会まで約2年弱と迫っている。そういった状況の中で普及の関係と実際にもものが調達できるのかということはある程度見極めた上で現実的な要件として盛り込んでいただければと思う。

小西 : 3点述べたい。①から⑤のポイントについて。パームの時と違って例ではなく、これらを全て満たすといった形になっている点は工夫されたと思う。全体的にまだ非常に足りないところがあるので、リバイスの時はもう少し具体的な形にしてもらいたいし、こちらからもインプットしたいと思う。例えば一つの例を挙げると④の意見を述べる機会を確保するというだけでは、先住民族や地域住民の権利に配慮しているとは言えない。事前に合意を取り付けているという形まで持っていく必要があると考えている。こういった形で一つひとつが弱い部分があるので修正をお願いできればと思っている。③の天然林の伐採についても、資料5で森林認証の整理をしていると思うが、FSCとPEFCの違いがある中で、一つの例として上げると「天然林開発に係る配慮」について。天然林といっても手付かずの森林である1次林と2次林があるが、PEFC認証は1次林だけに限った森林プランテーションへの土地転用が禁止されている。今1次林はほとんど残っていないことを考えると弱いポイントになってくるので、この資料は森林認証の整理として出しているが、今回はパームの時とは違って資料4では森林認証の整理は別紙のとおりとだけ書いていて、認証をとっているものは認めるという文章が明示的に入っていない。ここの文章の書きぶりはこのワーキンググループの中で話し合った結果で書いていただきたいと思う。認証紙であれば自動的に全てOKとはならない書き方が必要であると思う。企業グループの評価について、基本的に企業全体に対して厳しい要件

を設けた上でということについては組織委員会としてはなかなか困難であろうということとは十分想像がつく。実際には調達コードが出来上がったものを一つひとつ遵守しているかどうかというデューディリジェンスを行っていくことが基本だと思う。デューディリジェンスをしてリスク情報を集めていくと結局はある特定の名前が浮かび上がってくることもある。その時の評判リスクなども考えて、現地で実際に多くの訴訟を抱えているや多くの団体がその指摘をしているとか、いろいろなところで問題になっているということが明らかにわかるのものも出てくる。今先進的な企業の場合は、それを当然のように排除した上でこういった紙の調達基準をやっている。東京大会が先進企業に遠く及ばないような調達コードを作るとするのは、過去最高の環境配慮を謳っている大会であるので、それはありえないと思う。ここの書きぶりはあると思うが、この項目は必ず入るべきではないかと思う。

河野：対象について、持続可能性への配慮を考えると、紙の場合、他の媒体等で代替できるものがあるのではないかというそもそも論が出てくると思う。対象としていくつか挙げているが、あえて紙を使わないという選択はこの検討の中で考えられるのか教えていただきたい。おそらく東京大会において、紙でレガシーとして将来に向けて考えることになると、何でも紙を使ってよいのかという話にも行き着くかもしれないので、その辺りの考え方を教えていただきたい。

事務局：このWGで「この製品は紙を使いましょう」「この製品は他の素材を使いましょう」ということを議論する予定はない。あくまでこのWGは紙で調達することになれば、こういう基準を当てはめてやっていこうという内容を議論いただく場になる。もちろん紙以外の媒体や素材の活用については、大会全体の運営としては考えていかなければいけないことだと思う。それはもう一つ上の運営計画やそれに基づく各部署の取組の中で決めていくものになる。リユースカップにしても環境によいものかもしれないが、他方で洗浄設備が必要といったこともあり、単純に決められないので様々な観点から検討していかなければいけないと思う。いずれにしてもこのWGの中では議論の対象にはしないということで整理したいと思う。

事務局：補足の説明になるが、資源の有効利用については、資源管理WGという別の検討の場があるので、そこでも同じような議論をしているところである。

田中：河野委員のご指摘について。持続可能性DGとの整合性だが、まとめるまでにはまだ時間があると思うので、最終的に出す段階で運営計画で考える使用を控えるものの例示等について、あえて調達コードで示す必要もないかと思うので、今後整合性がとれるものはとっておいた方がよいのではないかと思う。

富田：共通事項で省資源については謳われていたと思うので、あえて使わなくてよいものは使わないということは大原則的にあると思う。例えばコップというものを調達品目に入れた場合、ある業者は紙コップで、ある業者がプラスチックのように別の素材を提案した場合どう考えるべきなのだろうか。もう少し上位的な概念は共通原則かもしれないが、ここに書いておいてもよいかもしれない。ちなみに調達コードに引用されているISO20400でも、調達のところ「必要ないものは使わない」、「革新的なソリューション」といった、今までの何となく物を買うといったことではないやり方を考えようという謳われているので、このコードではなく、上位のものになるかもしれないが、打ち出して、意識的にやっていくと、東京大会としてシンボリックな例になると思う。

深津 : 小西委員からも話があった「認証制度を受けているイコール①から⑤を満たされているとは限らない」という考え方について。悩ましいが少し違和感がある。どの認証が良くてどの認証が良くないという話にはしたくない。各認証制度の基準があって、それを満たしているということで認証されているものであれば、①から⑤に合致しているであつたり、逆に①から⑤の表現を認証が読めるような表現にする方が、頑張って認証を取っている人達を評価することにもなる。認証を取っていても①から⑤はまた別の話であるとなってしまうと、また更に検証や証明のプロセスが必要になってしまう。悩ましいがそこはうまく活用できるように①から⑤の表現の方を工夫するということができないかと考える。

秋月 : パーム油の議論の時もそうだが、良いものを目指して、皆様に周知し頑張っていたきたいというのはもちろんあるが、その一方で現実的な調達といった面もあるので、頑張っている方に頑張ってもらえる書きぶりを工夫してもらえればと思う。私も少数民族等の利害関係者の意見を聞くというのはグローバルに見て最低限必要であると思う。「合意を得る」というのは現実的に難しい場合もあるが、意見を「聞く」だけではなくて、意見を「反映する」といったように表現を工夫してもらえればと思う。また、デューディリジェンスも必要だと思うし、富田委員の御指摘のようにコントロールバーチャルな 이슈に関して、理念と現実と起きている問題を分けて、問題があればそこをしっかりと見ていくというニュアンスが出るような書きぶりをお願いできればと思う。

3. 通報受付窓口の構築について

事務局 : 通報受付窓口、グリーンバンス・メカニズムの準備に関してご説明する。まず、昨年 11 月 15 日～12 月 4 日で 3 週間弱、資料 7 のフロー図を提示して実施したパブリックコメントの結果についてご紹介する。全部で、4 つの団体からご意見をいただいた。意見と回答案については資料 8 のとおり。意見の部分は提出者が特定できないように一部加工している。

事務局より資料 8 に沿って説明

事務局 : 次に、業務運用基準と助言機関の案についてご説明する。

事務局より資料 9～10 に沿って説明

秋月 : これまでの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

土井 : グリーンバンス・メカニズムが成功するかしないかはインクルーシブなアプローチを取れるか、本当に紛争解決がこれによって解決されるようなものになるかにかかっている。ありがちな反対の例としては、強権的に対応してしまつて紛争が解決しないだとか、当事者が更にヒートアップしてしまう、といったことだと思う。裁判所と比べて権限はないので、合意をなるべく形成して解決に導くということしかむしろできないので、お互いが合意できる雰囲気、インクルーシブネスに尽きるのではないかと。お互いのトラストを作るといった手腕が問われると思

う。そういった観点から何点か改善した方が良い点があると思う。1点目が資料8のパブリックコメントのA1について。説明では、組織委員会の調達以外は受け付けないということだが、書面上の決まりはそれでよいと思う。しかし運用としてはこれではいけないと思う。このグリーンバンス・メカニズムの理解としては、組織委員会の調達に係る調達コード違反の申し立てはもちろん処理しなければならないが、管轄外の東京都や国等が調達したものに対する不服申し立てが来た場合でも、もし東京都や国の調達相手先の合意があれば、ここで解決していくということをエンカレッジしていくべきだと思う。都の案件か国の案件かというのは、一般市民、特に外国の人になればなおさらのことわからないので、形式的な理由で相手方にお知らせもせず却下するのは、非常にインクルーシブレスというイメージになる。相手が乗ってくるかわからないし、他の組織の案件をここに寄せさせるという強制力はないと思うが、少なくともここで解決しませんか、とお誘いすることをエンカレッジするという運用にすることが重要である。実際にLOCOGの事案でもそういったオリンピックと最終的に全く関係のないもの、申立者は最後までオリンピックに関係すると信じていたようだが、そういった申し立てがあり、実際にその調停が成功したという報告を受けたことがある。2番目に、パブコメのA2についてだが、電話は設置せずウェブサイトだけということだが、これは大きな問題だと思う。労働組合やNGOの支援を受けてください、とのことだが、日本を念頭に言うと不法滞在の外国人や技能実習生等はNGOや労働組合を知らないことが大部分である。そういった人たちが通報できないということになってくる。また日本においては読み書きできる人は多いと思うが、それは自国の言語であって日本語や英語ができる人はほとんどいない。さらに言えば、マレーシアにいるミャンマーから来た外国人労働者等では読み書きできない人が沢山いる。そういった人たちの人権侵害を防ぐことがグリーンバンス・メカニズムの肝だと思うので、このようなやり方はインクルーシブではないという印象を受ける。電話も必要だと思うが、ロンドンではE-mail、FAX、手紙、電話となっている。更にSNSやショートメッセージでも良いという話を聞いたことがある。2012年と2020年では、SNSやメッセージの利用率が異なるし、日本の移住労働者を見ると、電話を持っていない人は多いが、SNSでやり取りしている等と聞いている。そういったSNSやメッセージ機能でも十分書面主義にしたいという正確性の意味では何ら変わるものでもないで、それらを取り入れてほしい。加えて電話、あるいはパブコメにあるフィジカルオフィスも、事務局があると思うので、受付口を開けておくなどを検討してほしいと思う。また、言語も重要である。技能実習生でいうと今ベトナムが盛んで、次が中国である。例えばベトナム人や中国人からの通報をどのように受け付けるのか。電話だと確かに通話可能なオペレーターを常に用意するというのは難しいと思うが、書面であればある程度は対応可能だと思う。少なくともなるべくやってみようと思ってできなかったのであれば仕方がないが、できないかもしれないからやめておくというのは、姿勢を示すという意味でもインクルーシブな姿勢に見えないと思う。次に資料9の2ページ目の通報者の要件について。基本的には当事者に限る、やむを得ない場合には代理人を通じて行うことができるとあるが、これも狭いと感じる。まず、やむを得ない場合でしか代理人を付けられないというのは理解不能で、日本の凄く厳しいと言われる裁判所でもやむを得なくとも代理人は付けられ、むしろプロの代理人を付けた方が業務量が絶対減るので代理人を付けることはむしろ奨励した方が良くと思う。やむを得ない事情を説明させるのも負担が大きいのでこれはやめるべき。その上

の当事者に限るという書き方もインクルーシブネスの点からいうと問題があると思う。同じくロンドンだと、directly affected な本人やグループもできるが、そうでなくとも or are representative organizations that have a mandate to represent individuals or communities who are directly affected and have access to first-hand knowledge …とあり、当事者だけでなく、その者を represent する organizations も可能であるとなっている。この基準案の書き方とは似て非なる意味となっており、実際には HRW を含め様々な人権問題のプロフェッショナルの団体があるが、そういった団体が要件に入るのか入らないのかというと、今の書きぶりだと入らないと読める。ロンドンの書き方を参考にし、変えていただきたい。コミュニティグループではないが、そういった人権問題の調査を行い、コミュニティとの連絡もあるファーストハンドの情報を持った団体がエクスクルードされないというのが分かる書きぶりをしていただきたい。同資料の 6 ページ、10 の処理のプロセスの(9)の後段について、先ほど言ったことの続きだが、ここには組織委員会の裁量権が発動されないと HRW 含め様々なプロの団体が申し立てられないように見える。次に 13 の広報についてだが、やはりこれも足りない。せめてロンドン以上にしなければならないと思う。ロンドンでは広報が非常に足りなかったとして反省点のほとんどトップに挙げている。それでも基準案にあるようなもののほかに現地の言葉で広報宣伝紙を作ったり、それを工場に貼ってもらったり、工場を訪問したりだとか、チラシが人々の目につくところにあるか、労働者団体を通じて通知を出すなど、色々取り組んでいたが、それでも足りなかったと反省点のトップにしていたので、このやり方では足りないと思う。この WG が始まった時代には、東京では広報もしっかりやっていく、ロンドンと違ってもっとやっていくのだ、そして問題のある案件というものを事前になるべく把握し、東京になるべく入らないようにしていく、そういったことを目指すという話があったと理解している。最後に資料 7 だが、助言機関が重要だと思っているが、先ほどのインクルーシブネスというのをこの事務局だけでは難しいと思っている。受託者がそれに長けているのなら別であるがなかなか難しいと思う。その助言機関の中にインクルーシブに長けている現場に精通した人を入れるべきだと思う。そういう人を当初から入れるべき。やはり初動が大事であり、初動を誤るとその後力を入れて解決しようとも不信感を拭えなくなる。初期にいい対応をして貰えたと思ってもらえることが重要かと思う。⑥と⑦の間に不安を感じる文言がある。既存の紛争解決は必ずある。少なくとも裁判所というものがある。世界中のどこで問題があろうと裁判所はある。できるだけこのグリーバンス・メカニズムから外そうという動きではないかと心配になる。せめて書くとする、既存の解決処理解決の仕組みでよりエフェクティブなものがある場合には、それを奨励するというレベルにしてほしいと思う。次にロンドンでは、このグリーバンス・メカニズムそのものを見るオーバーサイトグループというのがあったようだが、その代わりなのか調達 WG が仕組み全体を見るということだが、それでは足りないのではないと思う。この調達 WG は事務局側が課題を提示してそれに意見を言うという受動的な機関であるが、このグリーバンス・メカニズムがきちんと稼働しているかというのは能動的に恒常的に見ていかないといけないものではないかと思っている。JICA の仕組みというのが説明にあったが、JICA の苦情処理の仕組みは本当に評価されていない。日本の中には、人権関連で評価されている仕組みがあまりないという中で、このグリーバンス・メカニズムはリーダーになっていかなくてはいけない。日本にはモデルが無い状態で全体を引っ張っていく

ことができるインクルーシブな存在が必要である。この調達 WG のような受動的なものではリーダーシップは発揮できないと思う。助言機関の委員の要件には、インクルーシブネスの部分のクオリフィケーションを足すべきだと思う。

事務局：まず、他の主体の発注案件について、通報された相手方の企業が合意すれば処理しても良いというのは、費用負担の問題もある中で引き受けるというのは難しい。また、ロンドンで対象外のものとして処理したという件だが、ロンドンのレガシーレポートを見ると、そこにはスコープ外としかない。ロンドンの受託した企業が、受託業務の枠外でボランティアでやっていたものではないかと考えており、この枠組みの中で行うものか外で行ったものは区別しないとできないと考えている。オリンピックに関係ないものも含めて何でも受け付けるという誤解を生じさせてはいけないと考えている。通報者の要件に関してだが、ロンドンの通報者の要件をもう一度見てみようとは思いますが、英語をどのように解釈するのかという点もある。最初に説明したが、本人の意向を汲まずに処理を進めていくことが良いのかという問題を感じている。本人の意向があるならば、原則処理を進めるということで良いと思うが、そうでないものについて必ず処理が進んでいくということにするのが果たして良いのか、ということも含めて内部で検討していきたい。資料 7 のフロー図の⑥と⑦の間の文言について、記載の意図としては、両当事者の対話で合意が図られ解決を目指すのが本旨であるが、中には対話でうまくいかないものについて、当方でもその後の措置を用意はしている。とはいえ、結局のところ我々は裁判所ではないので権限や強制力に限界がある。そこで土井委員の仰るとおり、より効果的で利用可能な仕組みがあるならそちらを勧める、それが両当事者の利益になるのではないかという意図で記載していた。最後に仕組みの運用全体をモニターするのが調達 WG では足りないという意見について。事務局の意図としてはロンドンのステークホルダーオーバーサイトグループの役割を調達 WG に担っていただきたいという趣旨であるが、ロンドンでも基本的には能動的に引っ張ったというよりは、定期的な報告を受けてコメントするという機能だったと理解している。同じような役割を調達 WG に期待したい、という趣旨である。

富田：土井委員の意見に基本的に賛同する。組織委員会以外の件に関して聞きたい。調達コード自体は基本的に組織委員会の調達において対処するものだが、ただ東京都とか関係団体に働きかけるということが明示されていると思う。現時点でどうなっているか教えてほしい。東京都や JSC がこのコードを採用する、明文化して行うなど、その辺りが明確になっていないことが問題だと考えている。逆に働きかけたということであれば、結果どうなっているのかということも報告する義務が組織委員会にもあると思う。これがある程度明確になると、調達コードに含まれている通報受付窓口の件も紐づいてくると思う。その立ち位置を明確にしていだかないと、実際に始めたら組織委員会のものではなく他の団体の発注案件の通報ばかりが沢山来るということも考えられなくはないので、早い段階から明確にしておく必要がある。次に通報者の要件についてだが、土井委員の意見の他に、環境的なもの、例えば野生生物が被害を受けていますといった内容では当事者は通報できないので、環境や動物福祉等被害者が人間でないのが、代理人なのかかわからないが、そういったことも明確にする必要がある。助言委員の選定について、各所に助言機関の人選等が登場するが、表現で WG が人選を審議するとか、承認を得るとか、意見を求めるなど書き方がバラバラであり、統一するなど明確にしてほしい。また助言機関の委員の名前は開示されるのか。透明性の観点から公開されるべ

きだと思う。6 ページ 11 の情報公開について。(1)の表現で、組織委員会は処理を開始しない通報についても公表することができる、と微妙な表現がされている。これは公表しないこともあり得るといことで、懸念としては東京都や JSC の案件が通報された場合は、対象ではないので、処理を開始しないに該当すると思う。そこで処理しないならば処理しないで、これは東京都さんの案件なので処理しませんとしっかり公開する必要がある。なので、基本的には通報のあったものについては原則すべて公開する必要があるのではないかと思う。次の(2)について個人のプライバシーのところは良いと思うが、公開のレベルをどこまでするのかがこの文章からはわからない。例えば問題のあった企業名などが公開されるのか等について、開けてみるまで分からないだと問題だと思うので、可能であればどこまで公開するのかまで決めておいた方が良いと思う。改善措置のところだが、通報受付窓口は起こってしまった人権侵害等を如何に救済していくかといったメカニズムだが、一方で調達ということを考えたときに、違反が指摘された企業から調達を続けるのかという観点がある。継続的に行う調達があるかわからないが、問題解決も大事ではあるが調達により問題を継続させないという点も組織委員会として重要だと思うので、そういった表現もしておいた方がよいのではないか。

次に、オーバーサイトグループに関する議論についてだが、うまく稼働すれば良いが例えば窓口の受託業者がいろいろ加減にやってしまうことで、中々うまくいかないという可能性もあり得る。その点でもしっかりと実情をレビューして、PDCA が回るようなガバナンスの仕組みを持っておくべきだと思う。もし、それを調達 WG がやるのであれば報告やレビューの仕方をもっと明確にしてほしい。

事務局：東京都や JSC での調達コードの尊重に関して働きかけは行っており、それぞれでご検討いただいている。都については田中委員からご説明いただければと思う。JSC はまだご検討している状態であると思う。助言機関の委員名は公開することになると思う。また、情報公開の箇所で開催しない可能性がある、という点については、処理しないものの中にはいたずらや中傷目的で来るもの等公開に馴染まないものがあると考えてこのように書いているが、その書き方がこれで良いのかということについては、今後検討していく。また企業名の公開等を含め、ご指摘の点は今後引き続き検討したい。

田中：東京都は調達コード尊重に向け、特に木材の個別基準については先行して発注済のものも含めて尊重を求めている。今後の建設でも同様に求めていく。共通事項については競技場に関する建設やオリンピック・パラリンピック準備局が発注するオリンピック・パラリンピックに関係の深いものについては事業者に尊重に向けた取組を促進していこうと思うし、これに関して疑義等生じた場合には組織委員会とも情報交換しているが、通報受付窓口の設置に合わせて、これまでも問い合わせには真摯にお受けしているが、分かりやすい形で示していきたいと思う。問題提起について組織委員会の案件とか東京都の案件とか一見してわからないケースもあると思うので、情報連絡を密にして入口のところで通報者が困らないようにしっかり対応したいと思っている。

富田：東京都の場合は今後の大会終了後のレガシーの問題もあって重要なので、前向きにやっていただきたい。JSC も検討されているとのことだが、まずはオブザーバーでも何でも良いので、この WG に参加していただく等の働きかけを事務局にお願いしたい。

荒田：WG の PDCA についてだが、レベルはどうかかわからないが、この WG を通じて作った

仕組みについては、WGの委員にもチェックしていただき、厳しい意見もあろうかと思うが、そこで修正をして、できるところは改善し、もしできずに積み残すことがあれば、それはラーニングレガシーとして次の大会に引き継ぐということで、それはこのWGに限らずどの部署でも行っているが、フォローアップを引き続き皆さんにお願いしたい。

勝野 : JSC に対しては、東京都と同様に尊重という立場で対応を検討していると聞いているので、本日議論のあったことは伝えておく。改善措置の件については、調達コード本体の方にルールがあるので、それが不十分であればそれと関連させたルールを作らないといけないが、一応ルールはある。本文にある匿名に関しては、実際にメカニズムを動かすと一次対話で当事者同士が対話することになっており、どうしても訴えた者が前面に立ちたくない、名前を明かしたくないという方であれば確かに代理を立てないと企業に名前が明らかになるなど矛盾が生じてしまう。従って、ルールの設定方法をよく考えた方がよいと思う。技能実習生が読み書きできないという指摘があったので改めて制度を調べたところ日本語検定 4 級を入国の段階で取得するというルールになっている。実態としてどうなのかという問題はあるのかもしれないが、基本的な日常会話はできることになっている。ただ、だからと言って日本語と英語の受付だけで良いかというのは、組織委員会で費用がどれくらいかけられるかという問題もあろうかと思う。最近は携帯電話等で翻訳ソフトが発達してきていて、多言語に対応できてきているとは聞いている。ただし、英語だけの対応では難しいと感じた。資料 10 について、ここでは WG の立ち位置が議論になっているが、委員の選任に先立ち調達 WG の委員に意見を求めるなど、人選に関与する内容となっている。このまま進んでいった場合だが、オープンな議論となっているこの WG で人選を公開のままやると良いのか、という問題が発生するので、この場合のルールを別途設けておく必要があると思う。

小西 : 3 点ある。助言機関委員の人選について、意見の出たとおりオープンな場での議論にはならないと思うが、本委員だけなのか、都度特別委員が入ってくるのか。案件によって必要な専門知見等も変わってくると思うが、現状のまま特別委員が事務局による選任となると、どういう形で中立性を保っていくのかを含め、委員の人選が特別委員によってかなり変わると思う。人選に関与する WG の委員の範囲を明らかにしてほしい。通報窓口について、環境の場合は特にだが、負の影響を受けた当事者ではない、例えば違法な輸入木材の確かな証拠を持っている人などはこれには当たらないのか。後の方にその他のケースでも組織委員会の裁量によりということが書いてあるが、組織委員会の裁量によってしまうということが良いのか。ここが大きな改善がされる必要があるところだと思う。また、当事者といった場合、本当の当事者は組織委員会なのではないか、と思っている。当事者同士でとあるが、組織委員会が調達の当事者として、今後調達しないとか改善を求めるといった判断をするのではないかと思う。

事務局 : 助言機関の人選を審議する WG 委員は誰なのかという点だが、今は本委員の方とイメージしていたが、ご意見を聞いて選ばれる助言委員の専門性によっては特別委員を入れることも検討しなければならないと感じた。今後検討したい。仮に特別委員を入れるとなれば、今までの議論に参加いただいた方というのが自然であると思う。環境関係の調達コード違反の通報は今の案の中では後ろの方で読むということにしている。具体的根拠となる情報の伴った通報であれば、対処は必要と思っているが、それがこの仕組みにおいて対話で解決するものなのか、企業に対して事実確認し、違反があれば改善を求めて終わるといったものもあり得る。苦情

がなくとも、状況を確認して改善を求めるということも調達コードで規定しており、そこはケースバイケースになるかもしれないが、いずれにしてもご指摘の点は検討したい。

小西 : 人選の件については逆のイメージを与えてしまった。人選に関わるのは本委員だけではよいのではないかと考えている。これまでのように業界団体の特別委員が多いと中立性が失われてしまうと感じていた。

事務局 : 何をもって中立性があるとするかというのは難しいところであるが、検討する。土井委員に確認だが、助言委員の要件のインクルーシブネスとはどのように解釈すればよいのか。

土井 : 資料 10 に委員の要件が書いている。そこにはこの分野で専門な知見を持っている、とあるがこれだけではなく、紛争解決に関してインクルーシブなアプローチを取る能力を要求するという。具体的には各分野の現場を知っていて、事情に精通し、実務を行うといった経験が豊富な方ということ。経験がものをいう分野だと思う。いずれにしてもアプローチが重要で、マインドが大事だが、対応ができるかどうかというのは、専門的知見だけでなく経験と実務能力であると思っている。追加で質問したいのだが、ここに書いていないことが気になる。運用基準以外の更なるマニュアルは作るのか。ロンドンでワークしたものが今後入っていくのか。例えば助言機関の担当委員の選任の方法だとか、申立ての 1 週間以内の返答など。通報者は自分の通報が処理されたのか不安になると思う。是非ロンドン並にはしていただきたいと思う。当事者の要件について、事務局の説明に反論するが、確かにコミュニティの意向に当然反してはいけないと思うので、コミュニティの利益に反しない限りとか、意向に沿っていることとか、そういった条件を書き込むべきだと思うが、意向に反しないか不安なので、全部だめというのは違うのではないと思う。管轄違いの通報は費用の問題があるので何かしらの手当てが必要と思う。何かしらの手当てをした上で、運用としては通報を受け付ける形で受託者の方にエンカレッジしていただくことが必要だと言っているに過ぎない。さすがに明文でこの基準の中でそういった通報を受ける等とはコードの性質上書けないと思っている。また、最終的な報告書でどの内容が報告に書かれるのかは別の話になると思う。苦情処理機関のレピュテーションを決める上でも、冷たく管轄外の通報と扱われたか、ある程度頑張ってみようと思ったかで、ある程度費用はかかると思うが、場合によってはやるのだ、ということを検討していただきたい。

事務局 : この運用基準は公表する基本的プロセスである。このほか、通報処理の内部向けのマニュアルは別途作る予定である。なお、運用基準の 4 ページで通報に対して原則 5 営業日以内に結果を通知するとしている。助言機関の選び方だが、事務局で人選案を作って WG で諮るという形を考えている。他の主体の案件については東京都や JSC の窓口を紹介するなどできる限り丁寧な対応を行うつもりである。

小西 : 脱炭素 WG だと作る計画の内容が都も組織委も国もカバーされる状況になっている。WG ごとに差がない方がよいと思っており、グリーンバンスも三者一本化した方がよいと思う。

秋月 : 通報する側がどの主体の案件か分からないこともあると思う。受け付けた段階で適切なところに繋ぐことと、繋いだ以上それがその後どうなったか問い合わせる等、連携が重要だと思うので是非お願いしたい。事務局は、ご意見を踏まえて、次回の WG でまたご報告をお願いする。

4. 今後の予定について

事務局：次回の WG は、来週 3 月上旬で予定。ここでは、パーム油と紙の基準の検討を行う。詳細は改めてご連絡したい。パーム油と紙の基準については、3 月後半を使ってパブコメを実施したい。それを踏まえた最後の取りまとめの WG を 4 月上旬に開催したい。タイトなスケジュールになるので、委員の皆様の御協力をお願いしたい。

秋月：それでは本日の議事はこれまでとし、閉会する。